

明らかかな点は、多くの権利者が、この家賃賃料ばかりにこだわり、そして、期待して、事業に賛成し、林泰史氏やデベロッパ、コンサルタントの「なすがまま」に任せて事業推進に参加してきたというのが実態であろうというのが、特別委員会の一一致した見解です。

七. 県の是正命令「資金流用」の実態

県知事から、平成十三年五月三十一日付で出された「是正命令」の資金流用実態は、中央街区組合から権利者法人などへの貸付金名目による、二十九億九千二百万円のは正です。この貸付金の内訳は、

- ① 津山商業開発(株)へ十五億二千三百万円
- ② 津山中央開発(株)へ四億五千六百万円、
- ③ 一部権利者への個人貸付(十三人)三億九千六百万円、④ 津山市街地再開発準備組合へ六億一千二百万円、⑤ 一番街へ五百万円、です。

県は、この貸付金名目による資金の回収を都市再開発法に基づいて、中央街区組合へ命じたものです。

八. 県の指導スキームの内容等

また、県は、中央街区組合が自力で解決できないという理由で、指導スキームを中央街区組合へ指示し、問題の解決を求めてきました。

そして、中央街区組合は、平成十四年十二月の臨時総会で、この県の指導スキームを賛成多数で決定し、その後、県の指導により、熊谷組との間で合意が図られたものです。しかし、この議決を不服として、旧(株)大黒屋の林氏、(株)木乃久の中山氏、(有)もり商会の森氏、(株)成本商事の河本氏らが、無効を訴えて、裁判を起しております。

(県の指導スキーム)

具体的な県の指導による整理清算の処理方法については、次のとおりです。

- ① 中央街区組合の権利者に対して約十七億五百万円の賦課金を課す。
- ② 権利者は、賦課金の代替として、アルネの床(建物部分)を組合へ物納する。
- ③ 中央街区組合は物納されたアルネの床

を津山街づくり会社へ約十六億五千万円で売却する。

- ④ 中央街区組合は、譲渡収入から、熊谷組へ九億二千五百万円、都市設計連合へ二億七千七百万円、津山街づくり(株)へ四億二千五百万円弁済する。
- ⑤ 吹屋町第三街区組合の保留床三区画を熊谷組が二十九億一千二百万円で譲り受ける。
- ⑥ 熊谷組は、吹屋町第三街区組合の工事代金未払分十六億四千三百万円を相殺する。また、熊谷組が中央街区組合に有している債権のうち、十二億六千九百万円の債権を吹屋町第三街区へ譲渡し、吹屋町第三街区組合からの二十九億一千二百万円の保留床の代物弁済をもって弁済したこととする。
- ⑦ 吹屋町第三街区組合は、熊谷組から譲渡された十二億六千九百万円の債権をもって、中央街区組合から借り受けている八億五千万円を相殺し、中央街区組合が有している津山中央開発(株)への貸付金債権三億九千二百万円の譲渡を受ける。
- ⑧ 吹屋町第三街区組合は、津山中央開発(株)からプール等のスポーツ施設の物納